

第2章 多様で恵み豊かな環境の保全

第1節 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し、南北約600km、総面積9,187km²の県土を有し、海拔1,900m前後の山や温帯から亜熱帯に至る広い地域に多くの島々を含む南北に著しく長い地形を示し、わが国で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られ、世界自然遺産の候補地にも選定された奄美の島々など多様で豊かな自然環境に恵まれています。

将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

このため、本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか、自然保護思想の普及・啓発を行っています。

1 自然環境保全地域

(1) 自然環境保全地域の指定状況

自然環境保全地域には、自然環境が原生の状態を維持している地域として国が指定した「原生自然環境保全地域」、自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが必要な区域として国が指定した「自然環境保全地域」、さらに自然環境保全地域に準ずる地域として、県が指定した「県自然環境保全地域」があります。

本県には、屋久島原生自然環境保全地域をはじめ、4箇所の自然環境保全地域があり、その面積は1,825haです。（表2-1、図2-1）

(2) 自然環境保全地域の保護・管理

それぞれの地域が持つすぐれた自然環境を維持するため、地域ごとに管理・施設整備の基本となる保全計画が策定されています。

保全計画では、地域の自然環境を保持する必要性によって、原生自然環境保全地域については「立入制限地区」と「その他の地区」に、自然環境保全地域については、「特別地区」「海中特別地区」「野生動植物保護地区」「普通地区」に区分し、それぞれの地区に応じて行為を規制し、一定の行為を行おうとする場合は、環境大臣又は知事の許可・届出が必要です。

なお、本県では、表2-1のとおり、地域を区分しています。

表 2-1 自然環境保全地域

地域名	所在地	面積及び区分	概 要
屋久島 原生自然 環境保全 地 域	熊毛郡 屋久町	1,219 ha 「立入制 限地区」 の設定なし	本地域は、屋久島西南小揚子川流域に属する花山一帯の地域のスギ、モミ、ツガ等を主とした原生林の区域である。 屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳をはじめ多数の1,000メートル以上の山岳を有し、高温多雨の気候にめぐまれて、一大森林地帯を形成しているが、本地域は屋久島の中でも最もよく固有な林相を残している部分である。 屋久島の温帯林は、本土のそれと異なり、全くブナを欠き、その代わりにスギ等が優占する特殊なものである。スギの天然林は本土にも少なくはないがいずれも小面積のもので、屋久島のように大面積にわたって生育している例はない。 また、樹齢900～1,200年以上の老木も残されており、世界的にも重要な原生林である。（昭和50年5月17日指定）
稲尾岳 自然環境 保全地域	肝属郡 田代町 内之浦町 佐多町	377 (田代町 67) (内之浦町160) (佐多町 150) 全域「特別地区」	本地域は、大隅半島南部の稲尾岳山岳部のうち、稲尾岳(930メートル)とその北方の山稜部を中心とした、照葉樹林の残存する地域である。 本州南部以南の西南日本の極相である照葉樹林は、世界的にみて稀少な林型であるが、特に大隅半島には、この林型が比較的にとまって残存し、稲尾岳では、イスノキ、ウラジログシを主体とした林分から標高が増すにつれてアカガシ、ヒメシャラが混在し、さらにモミを主体とした林分が発達する。これらの天然林には、キュウシュウシカ、ホンダタヌキ、ニホンアナグマ等の哺乳類が生息しており、また、カゴシマアオゲラをはじめ多数の野鳥の繁殖地ともなっている。 稲尾岳は、キリシマミドリシジミの南限といわれ、また、フチトリアツバコガネ等が北限種として知られており昆虫類の生息にとって良好な環境を形成している。（昭和50年5月17日指定）
木場岳 自然環境 保全地域	肝属郡 根占町 佐多町	113 (根占町 19) (佐多町 94) 全域「特別地区」	本地域は、木場岳の中央部に当たり、イスノキ、アカガシを主とする常緑広葉樹の林分が大部分を占める優れた天然林の地域である。 植生は、標高750メートル以上ではイスノキ、アカガシが主として高木層を占め、標高850メートル付近ではこれらにモミが混成した林分となっている。 また、山頂付近では、シキミ、ヤブツバキ、アセビ、リョウブ等の風衝林となっている。（昭和52年6月1日指定）
万九郎 自然環境 保全地域	肝属郡 内之浦町	116 全域「普通地区」	本地域は、荒西山の北東部に位置する内之浦県有林万九郎団地のおおむね標高700メートル以上の区域に当たり、イスノキ、アカガシ等の常緑広葉樹が大部分を占める地域である。 植生は、本地域の斜面上部では、アカガシ、イスノキ、マテバシイ、スダジイを上層とし、標高が上がるにつれて樹高は低くなり、シキミ、ヤブツバキ、アカガシ、イヌツゲ、モミ等の混交した風衝低木林となっている。 これらの常緑広葉樹林は、大隅半島の山岳上部に出現する代表的植生となるものである。（昭和52年6月1日指定）

图 2-1 自然环境保全地域・自然公園位置図



表 2-2 自然公園一覧

(単位:ha)

公園区分	項 目	指 定 年 月 日	公園面積 (海域除く)				海中公園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (2ヶ所)	霧島屋久	S. 9. 3. 16	10,875.0	29,114.0	4,224.0	44,213.0	(7) 140.9
	雲仙天草	S. 31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	小 計		10,875.0	30,561.0	4,224.0	45,660.0	(7) 140.9
国 定 (2ヶ所)	日南海岸	S. 30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	奄美群島	S. 49. 2. 15	496.0	7,332.0	33.0	7,861.0	(9) 446.0
	小 計		496.0	8,370.9	33.0	8,899.9	(9) 446.0
県 立 (9ヶ所)	吹 上 浜	S. 28. 3. 31		1,012.0	2,092.9	3,104.9	
	阿 久 根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊 野 間	〃		380.4	1,959.9	2,340.3	
	蘭牟田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S. 39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高 隈 山	S. 52. 6. 1		1,071.0	1,395.0	2,466.0	
	大隅南部	〃		993.0	322.0	1,315.0	
	甌 島	S. 56. 10. 1		1,815.0	643.8	2,458.8	
	トカラ列島	H. 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
	小 計			10,024.4	17,543.0	27,567.4	
自然公園合計			11,371.0	48,956.3	21,800.0	82,127.3	(16) 586.9

※ 1. 霧島屋久国立公園には、昭和39年3月16日錦江湾国定公園（昭和30年9月1日指定）と屋久島地域が編入されました。

また、霧島屋久国立公園の海中公園地区の指定は、昭和45年7月1日に行われたものです。その後の区域の変更等については次のとおりです。

昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡大
昭和60年9月5日 霧島地域の区域変更
昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更
平成元年12月16日 雲仙天草国立公園（天草地域）の区域見直し
平成4年4月1日 吹上浜県立自然公園の区域見直し
平成14年2月19日 屋久島地域の区域変更
平成15年5月6日 坊野間県立自然公園の区域見直し

2. 海中公園地区の欄中（ ）内は箇所数である。

2 自然公園

(1) 自然公園の指定状況

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島屋久国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園な

ど13の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約9.0%に当たる82,127haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図2-1、表2-2）

(2) 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（保護計画・利用計画）が策定されています。

① 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

② 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海中公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる利用計画も自然公園の適正な利用増進を図る一方、無秩序な利用施設による乱開発を防止するための規制措置としての役目も果たしています。

なお、自然公園内の各種行為に対する許可・届出の処理件数は、表2-3のとおりです。

③ 海中公園地区のオニヒトデ等駆除

海中公園地区の主要な景観となっているサンゴ礁にオニヒトデが異常発生し、多大な悪影響を及ぼしたことから、奄美群島国定公園海中公園地区及びその周辺海域のオニヒトデ等駆除事業を実施し、貴重な海中景観資源であるサンゴ礁の保護に努めています。

また、平成3年度のオニヒトデ駆除実施にあたり、シロレイシガイダマシ類（サンゴ食貝）の被害が報告されたため、平成4年度からはオニヒトデと併せてその駆除を実施しています。

これまでの駆除実績については、表2-4のとおりです。

表 2－3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分 \ 年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
工作物の設置	164	137	149	127	146
木竹の伐採	5	7	5	2	4
土石の採取	21	17	24	21	31
水面の埋立	2	1	2	5	3
土地の形状変更	12	18	14	7	8
動植物の採取	17	12	7	19	9
その他	21	19	30	32	23
合 計	242	211	231	213	224

表 2－4 オニヒトデ等駆除実績

駆 除 海 域		オニヒトデ駆除数 (単位：匹)				シロイシナギ等類駆除量 (単位：kg)			
公 園 名	海中公園 区 域 名	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
奄美群島 国定公園	摺子崎	548	603	680	18	0	3.6	0	0
	笠利半島東海岸	549	1,241	1,352	617	0	0	0	0
	瀬戸内	9,005	60,453	106,519	63,757	0	0	0	0
	亀 徳	679	624	1,198	1,954	3.7	11.2	3.8	0
	与論島	886	829	1,155	971	38.6	13.5	14.5	0
合 計		11,667	63,750	110,904	67,317	42.3	28.3	18.3	0

(3) 自然公園の利用

① 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成15年の利用者数は、表 2－5 のとおりです。

② 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれる恐れがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導を図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

なお、平成15年度の自然公園施設整備状況は表 2－6、自然公園指導標識等設置状況は表 2－7 のとおりです。

③ 公園事業の認可（同意）

自然公園の利用計画に基づく利用施設の設置にあたっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は同意）が必要です。

自然公園における公園事業の認可（承認）の処理件数は、表 2－8 のとおりです。

表 2－5 自然公園の利用状況（平成15年）

区 分	公 園 名	利用者数（千人）
国 立 公 園	霧 島 屋 久 国 立 公 園	10,803
	雲 仙 天 草 国 立 公 園	56
国 定 公 園	日 南 海 岸 国 定 公 園	289
	奄 美 群 島 国 定 公 園	681
県 立 自 然 公 園	阿久根県立自然公園	184
	吹上浜県立自然公園	1,729
	蘭牟田池県立自然公園	398
	坊野間県立自然公園	139
	川内川流域県立自然公園	990
	高隈山県立自然公園	96
	大隅南部県立自然公園	113
	甌 島 県 立 自 然 公 園	44
	トカラ列島県立自然公園	11
合 計		15,533

表 2－6 自然公園施設整備状況(平成15年度)

自然公園名	地区名	市町村名	規 模 内 容	事業費 (千円)	主 体
霧 島 屋 久 国 立 公 園	桜 島	桜 島 町	袴腰島溶岩歩道	21,150	県
補助事業 1/2 国費 1/2 県費	屋久島	屋 久 町	小杉谷橋架替	136,350	県
			宮之浦縄文杉歩道		

表 2－7 自然公園指導標識等設置状況

年度	設置数	公 園 名 （ 設 置 数 ）
11	14	奄美群島国定公園(14)
12	14	日南海岸国定公園(6)，川内川流域県立自然公園(5)，高隈山県立自然公園(3)
13	12	奄美群島国定公園(8)，大隅南部県立自然公園(1)，高隈山県立自然公園(1)，阿久根県立自然公園(1)，甌島県立自然公園(1)
14	11	日南海岸国定公園(3)，奄美群島国定公園(3)，吹上浜県立自然公園(2)，坊野間県立自然公園(2)，蘭牟田池県立自然公園(1)
15	7	日南海岸国定公園(1)，奄美群島国定公園(2)，吹上浜県立自然公園(1)，坊野間県立自然公園(2)，蘭牟田池県立自然公園(1)

表 2－8 公園事業認可（承認）等処理件数 (単位：件)

区分 \ 年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
休憩所	0	0	0	0	0
宿舎	1	9	3	2	3
野営場	0	0	0	0	0
道路	6	13	9	12	9
園地	0	1	0	2	2
その他	2	0	1	1	0
合計	9	23	13	17	14

3 世界自然遺産

(1) 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産2地域、文化遺産9地域の世界遺産が登録（平成16年3月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。

また、平成15年5月の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の1つに選定されました。（資料編11－(1)）

(2) 屋久島地域の概要

- ① 登録年月日 平成5(1993)年12月11日
- ② 登録面積 10,747ha
- ③ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクシマザル、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある動植物が生息、生育しています。（資料編11－(2)）

(3) 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産

地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土石の採取等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等の適正な利用の促進などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しました。

(4) 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編11－(3)）

表2－9 世界自然遺産会議参加者

① アジア太平洋地域14か国の20自治体・5政府機関

地 域 名	国 名	自 治 体 等 名
アジア地域	中 国	四川省、*建設部
	フ ィ リ ピ ン	パラワン州
	イ ン ド ネ シ ア	東ヌサテンガラ州、西ジャワ州
	ベ ト ナ ム	クアンニン州、*ユネスコ国内委員会
	タ イ	ウタイタニ県、カンチャナブリ県、世界遺産条約国内委員会
	ネ パ ー ル	カトマンズ市、*森林土地保全省
	イ ン ド	アッサム州、ウッタープラデッシュ州
	ス リ ラ ン カ	サバラガムワ州
	バングラデシュ	*環境森林省
太平洋地域	オーストラリア	クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州
	ニュージーランド	オタゴ地域、サウスランド地区
	ソロモン諸島	レンネルベロナ州
	ア メ リ カ	ハワイ州
日 本		青森県、秋田県、鹿児島県

(注) ※は、政府機関を指す。

② 国際機関

ユネスコ（世界遺産センター、ジャカルタ事務所）、国際自然保護連合

③ 関係省庁、県内外の自治体、各種団体等

④ 県内外の一般参加者

延べ約6,500人（うち外国人74人（実数））

(5) 世界自然遺産会議ニューズレターの発行

世界自然遺産会議の開催を通じて築いた参加自治体等のネットワークをさらに緊密にし、屋久島環境文化村構想の推進に寄与するため、「世界自然遺産会議ニューズレター」（英文）を年2回発行し、世界自然遺産屋久島の情報発信に努めています。

(6) 屋久島世界自然遺産登録10周年記念シンポジウム

平成15年10月に、屋久島世界自然遺産登録10周年記念シンポジウムを屋久島で開催しました。島内外から2日間で延べ600人が参加し、屋久島の青少年による「これからの屋久島のあるべき姿」についての基調報告、作家立松和平氏による基調講演の他、島内外の有識者によるパネルディスカッションを実施し、ガイドの登録制度を含めた今後のエコツーリズムのあり方や環境キップ制度、協力金制度などについて、様々な立場・視点からの議論があり、これからの屋久島の取り組むべき課題についての具体的な方向性が見出されました。

(7) 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

① 趣旨

平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことを受け、推薦のための条件整備となる国立公園等の保護地域の指定に向けて、自然生態系の現況調査、重要生態系の保全にかかる普及・啓発を柱とする「奄美群島重要生態系地域調査事業」を実施しました。

② 自然生態系の現況に関する調査

ア 奄美群島における希少野生動植物の分布・生態等に関する調査

イ サンゴ及びサンゴ礁の分布・被度等の調査

ウ 代表的景観に関する調査

エ 調査結果及び関連情報のGIS（地理情報システム；Geographic Information System）データ化

オ 調査全体について学術的・専門的見地からの助言・提言を得るため学術検討会の開催

・ 第1回 平成15年12月16日（火） 名瀬市で開催

・ 第2回 平成16年3月24日（水） 鹿児島市で開催

③ 重要生態系の保全に係る普及・啓発

ア 現地有識者会議

各島において、保全・利用計画案等を検討・提案するため、現地有識者会議を開催しました。

・ 第1回 平成16年1月26日（月）～2月3日（火） 各島で開催

・ 第2回 平成16年3月25日（木）～30日（火） 各島で開催

イ 地域住民ワークショップ

調査の趣旨、進捗状況・調査結果、保護地域指定の必要性・関連する制度等について、地域住民に説明し普及・啓発するため、地域住民とのワークショップ（説明会）を開催しました。

ウ 奄美群島重要生態系地域調査会議（行政機関会議）

保護地域指定等に関係する各行政機関との円滑な連絡・調整を図るため、関係する行政機関等による会議を開催しました。

- ・ 第 1 回 平成16年 1 月21日（水） 鹿児島市で開催
- エ 公開連続講座

奄美群島の自然・文化の価値や問題・課題，保全・再生と利用のあり方やそれらに関する制度・事業について，群島住民の普及・啓発を図るために奄美群島の自然に関する公開連続講座を開催しました。

- ・ 第 1 回 平成16年 2 月12日（木） 名瀬市で開催
- ・ 第 2 回 平成16年 2 月27日（木） //
- ・ 第 3 回 平成16年 3 月26日（金） //

4 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため，次のような指導監視体制で臨んでいます。

(1) 国，県，市町村関係

環境省九州地区自然保護事務所，環境省自然保護官事務所（えびの，天草，鹿児島，屋久島，奄美），奄美野生生物保護センター，県環境保護課，県観光課，県大島支庁，県土木事務所，各市町村自然保護担当課

(2) 県非常勤職員

自然保護監視員

桜島，指宿，佐多，長島，瀬戸内，与論駐在監視員（各 1 名），
屋久島駐在監視員（2 名） 合計 8 名

(3) ボランティア等

県自然保護推進員（68名），環境省自然公園指導員（67名），霧島連山自然保護協議会等

5 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域，自然公園などの自然保護地域を各地に設定し，これらの地域の適切な管理に努めていますが，その他の地域においても，県自然環境保全条例第24条に基づき，一定規模以上の開発行為（内容）について，自然保護の観点から指導を行い，自然環境の保全を図っています。平成15年度は，6 件の届出を受理しました。

6 自然保護思想の普及啓発

(1) 自然環境保全行政担当者研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには，県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め，自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

県関係機関，市町村，県自然保護監視員，県自然保護推進員を対象に，平成15年 7 月 17日から 8 月 7 日の間に研修会を 6 回開催し，78名が参加しました。

7 身近な自然の保全

(1) 森林の保全

① 現状

森林は，木材等の林産物を生産するだけでなく，水源のかん養や山地災害の防止，

大気の浄化，保健休養の場の提供など公益的機能を有し，環境材として県民生活に深く結びついています。

しかしながら，近年，県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により，管理が十分でない森林が増加しつつあり，環境材としての機能の持続的発揮が困難になるおそれがあります。

このように，自然環境としても重要な森林の有する多様な機能を高度に発揮させ，安全で潤いのある県土の形成に資するため，森林の適正管理に努めるとともに，県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなどして，「循環の森林」，「保全の森林」，「共生の森林」の類型区分に応じた恵み豊かな森林づくりを進める必要があります。

② 対策

ア 環境の森林の整備

環境の森林については，自然環境や公益的機能に配慮し複層林施業や長伐期施業等計画的な森林の整備・管理推進します。

また，その特徴を活かし，森林ボランティア活動を活用した県民参加型の森林づくりを推進します。（表2-10）

イ その他の森林

(ア) 保安林の充実

県民の生活環境や産業生活活動の推進を保全するため，特に重要な役割を果たしている森林については，水源かん養保安林等への保安林指定を行っています。

本県においては，第5期保安林整備計画（平成6年度～平成15年度）に基づき，重要な水源林や山地災害危険地区を中心に平成15年度末で民有林の12.8%，55,598haを保安林に指定しています。（表2-11）

(イ) 保安林の整備

水源地域における水資源の確保や自然災害等によって機能が低下した保安林については，その機能の早期回復を図るため，治山事業を積極的に導入しています。（表2-12）

表2-10 環境の森林面積（平成15年度末）

流 域 名	箇 所 数	面 積
甲 突 川 流 域	13箇所	133ha
川 内 川 流 域	6	71
万 之 瀬 川 流 域	1	12
天 降 川 流 域	3	24
別 府 川 流 域	2	25
菱 田 川 流 域	1	11
大 淀 川 流 域	1	6
離 島	1	357
計	28	639

表2-11 保安林指定実績（平成15年度）

保安林の種類	指定実績
水 源 かん 養 保 安 林	866ha
そ の 他 保 安 林	337
計	1,203

表2-12 治山事業実績（平成15年度）

事 業 名	施 工 実 績	
	箇所数	面 積
治 山 事 業	84箇所	18ha
保 安 林 整 備 事 業	87	592
水 土 保 全 治 山 事 業	53	12
水 源 地 域 整 備 事 業	8	62
共 生 保 安 林 整 備 事 業	15	15
計	247	699
保安林管理道整備事業	2	1,285m

(2) 赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため，県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策推進協議会」を，

また、県本庁内に、赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため、「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成15年度は、「奄美地域赤土等流出防止対策推進協議会」を中心に、農地や各種工事からの流出防止対策を取りまとめた「大島支庁赤土等流出防止対策方針・実施要領集」の作成・配布や新聞広告などの啓発活動、名瀬、徳之島、沖永良部における技術講習会の開催及び合同パトロール等により、赤土等の流出防止対策の推進に努めました。

また、沖縄県の土木、農業等の学識経験者等の参加のもと、各種工事や農地からの流出防止対策に係る技術指導研修会を2回開催しました。

第2節 多様な自然環境の活用

1 屋久島環境文化村構想

(1) 屋久島環境文化村

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みです。この構想は、21世紀新かごしま総合計画の主要プロジェクトに位置付けられており、その事業内容は次のとおりです。

- ① 環境学習・研究拠点の充実
 - ・屋久島環境文化村中核施設の管理運営
 - ・環境学習の推進
 - ・「自然体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の充実
- ② 環境形成事業の展開
 - ・登山道等の整備
 - ・地域の環境保全事業への助成
 - ・カントリーコードの普及啓発
 - ・山岳部での利用モラルの向上
 - ・山岳部の適正利用の検討
- ③ ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進
 - ・ボランティア登録制度の推進
 - ・ボランティア養成研修セミナーの実施
 - ・屋久島ファンクラブの推進
 - ・屋久島通信・まるりん通信の発行
- ④ 新たな地域産業の創出
 - ・エコツアーの普及促進
- ⑤ 国際交流の展開
 - ・世界自然遺産会議への参加・協力
 - ・屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
 - ・ホームページ等による国内外への情報発信

(2) 自然体験型の環境学習

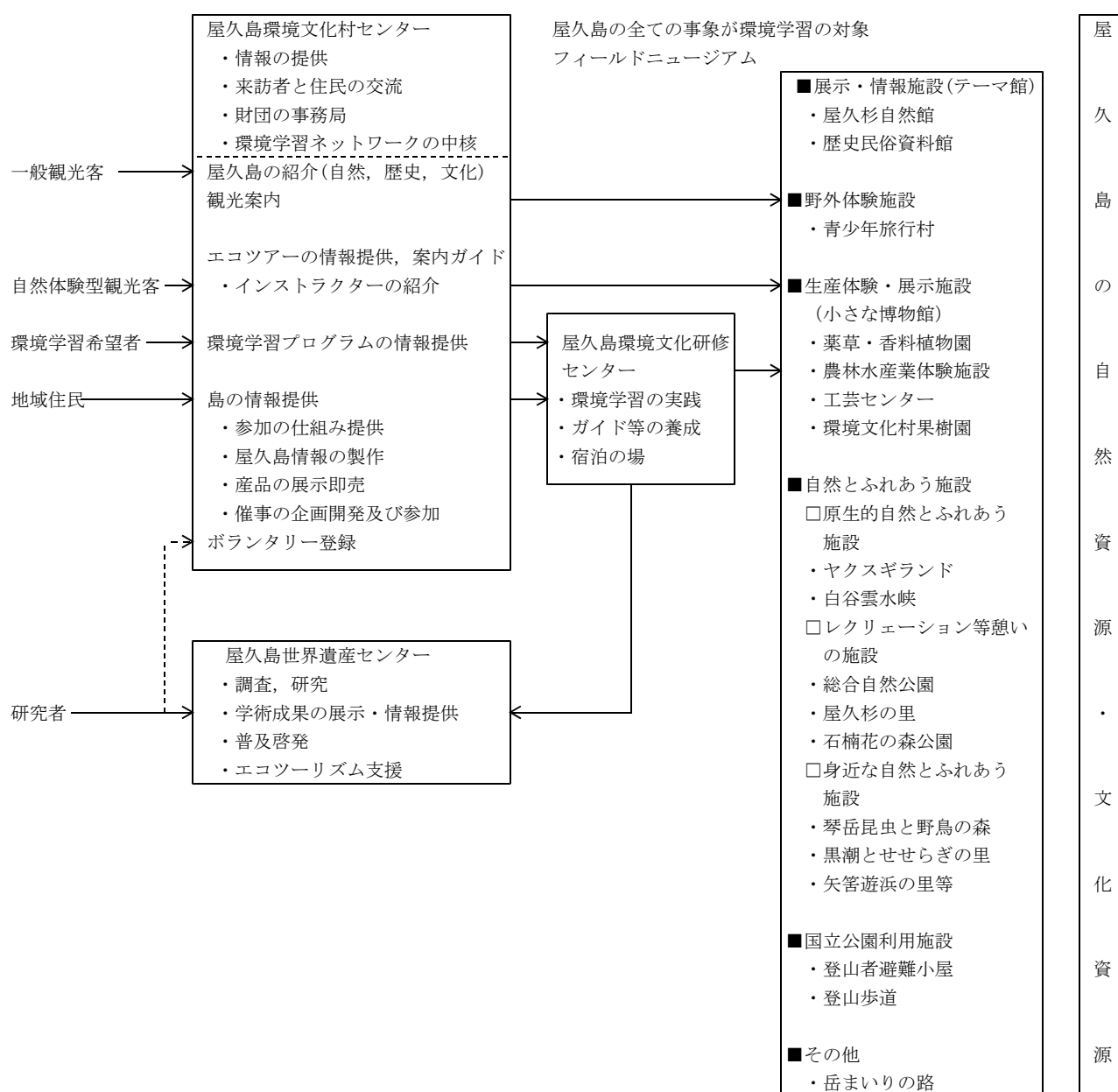
屋久島という固有の自然環境の中で，歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり，環境学習は，屋久島の自然，生活，生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて，普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては，学習の場や知識，ノウハウの提供を行うことが，また新たな産業を興し，あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。

さらに，住民自身にも環境学習を促し，自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し，地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では，このような島全体を対象とした「環境学習」を先導的事業として位置づけています。（図2-2）

図2-2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）



(3) 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成15年11月には屋久島環境文化村センター入館者が60万人を突破しました。

① 屋久島環境文化村センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・屋久島の自然，文化に関する情報提供（インフォメーション機能）
- ・環境学習の普及，推進（ゲート・オリエンテーション機能）
- ・地域内外を結ぶ交流（ロビー機能）
- ・環境文化村構想推進の核（センター機能）

イ 利用状況（表2-13）

ウ 主な事業

- ・開館7周年記念事業（映写会等）
- ・エントランスホールでの特別企画展（世界自然遺産展）

表2-13 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

年 度		H11	H12	H13	H14	H15	累計
区 分	入 館 者 数	74,337	80,951	81,117	77,897	87,833	622,580
	有 料 観 覧 者 数	49,937	53,265	53,442	48,825	52,977	391,408
	大 人	45,184	48,389	48,064	43,984	48,122	351,589
	高校・大学生	2,073	2,174	2,959	2,772	2,941	18,723
内 訳	小学・中学生	2,680	2,702	2,419	2,069	1,914	21,096

② 屋久島環境文化研修センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・研修参加者相互の交流促進（交流機能）
- ・研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

イ 利用状況（表2-14）

ウ 主な事業

- ・屋久島における環境学習（195ページ参照）

表2-14 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

年 度		H11	H12	H13	H14	H15	累計
区 分	延べ利用者数	9,445	9,855	9,351	9,960	9,290	70,465

(4) 屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成5年3月に、県、上屋久町、屋久町の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年1月には財団設立10周年を記念して記念式典を行うとともに、屋久島環境文化村構想の10周年を振り返り、今後のあり方を考えるため”環境・観光・地域づくり—これからの屋久島”のテーマで「屋久島フォーラム」を開催しました。

(事業の概要)

① 屋久島環境文化村中核施設の管理運営事業

「屋久島環境文化村センター」と「屋久島環境文化研修センター」の管理運営

② 環境学習事業

屋久島自然体験セミナー、特別企画研修などの環境学習プログラムの企画・開発・提供、屋久島のエコツアーガイドや観光業従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナーの開催

③ 環境保全支援事業

山岳パトロール、清掃など環境保全のための普及・啓発やカントリーコード、マナーガイド、水溶性ティッシュペーパーの作製・配布などの環境保全活動への支援・指導

④ 自然保護事業

ヤクシマシャクナゲ増殖など森林を修復・造林するための活動・支援、ウミガメ等の保護活動・支援、「屋久島のコケガイド」の作成

⑤ 文化事業等

財団会報の発行、屋久島の環境保全に関するイベントの実施、財団ファンクラブの運営・加入促進

⑥ 屋久島地域づくり支援事業

エコツーリズムの支援、地域づくりイベントの支援等

2 奄美群島自然共生プラン

(1) 趣旨

平成15年9月、奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」）を策定しました。このプランは、県と奄美群島14市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として、奄美の固有な自然、これにかかわる生活、文化などの資源（以下、「宝」という）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては、この奄美の「宝」を核とし、「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き、「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとします。

(2) プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は、残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し、他の地域に先がけて、現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」，「地域多様性への転換」，「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

(3) 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

(4) 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは、奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており、各地域ではこの施策に沿った取組を行います。

(5) 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

- ① 自然共生ネットワークの形成
 - ・環境教育・環境学習の推進
 - ・集落の機能の維持・確保，NPOの活動の促進
 - ・専門的な調査研究 など
- ② サンゴ礁と海岸の保全
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・オニヒトデ等駆除事業 など
- ③ 希少な野生動植物と森林の保全
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・移入種対策の強化（マングース駆除等） など
- ④ 身近な自然の保全
 - ・保存樹・保護植物の指定の検討
 - ・文化財保護法等による管理・保全 など
- ⑤ 自然再生の検討
 - ・サンゴの再生等の検討
 - ・海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
 - ・奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など
- ⑥ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進
 - ・計画策定の検討
 - ・地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など
- ⑦ 奄美のブランドの創出
 - ・奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
 - ・伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）

- ・「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など
- ⑧ 自然に対する配慮の徹底
 - ・住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
 - ・自然環境配慮型の公共事業の推進
 - ・環境保全型農業の推進
 - ・赤土等の流失防止対策の徹底 など
- ⑨ 世界自然遺産登録に向けた取組
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・世界自然遺産にふさわしい島づくり
 - ・登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

(6) プランの効果的な実施

- ① 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには，地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。
- ② 地域のNPOの役割

地域のNPOは，地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間にあって主体的な役割を果たすことが期待されます。
- ③ 市町村の役割

市町村は，自ら主体的に施策を立案・実施し，情報を取りまとめて合意形成を促すなど地域住民に対して働きかけを行います。
- ④ 県の役割

県は，地域住民，地域のNPO等，市町村などの活動を支援し，また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお，平成16年3月には国，県，地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。今後は，この推進本部が中心となって，県，市町村，地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り，奄美の豊かな自然と人々が共生した地域づくりを進めていきます。
- ⑤ その他の主体の役割

必要な場合には，国，専門家，国際的なNPO，地域外の住民などの協力を確保します。

第3節 生物多様性の保全

本県は，多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ，多種多様な野生生物が分布しており，維管束植物は約3,100種類，鳥類は約380種類，哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に，奄美地域は，アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており，生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また，県内には絶滅のおそれがあるとともに学術的に価値のある野生動植物種が多く生息していますが，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植

物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。また、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成16年3月までに29種を指定希少野生動植物として指定しました。

このうちツルは国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。ウミガメは春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

また、野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

1 野生鳥獣保護

(1) 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び狩猟の取り締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護員を、県下に108人設置しています。

(2) 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで141箇所、面積74,705haの鳥獣保護区を指定しています。

平成15年9月に策定された第9次鳥獣保護事業変更計画に基づき、平成15年度に指定等を行った鳥獣保護区は、表2-15のとおりです。

なお、平成16年3月末現在の指定状況は、表2-16のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表2-17のとおり必要な標識を設置しています。

表 2-15 平成15年度に区域拡大等を行った鳥獣保護区

【指定】

鳥獣保護区名	所在地	面積 (ha)	存続期間	指定区分
佐多岬鳥獣保護区 特別保護地区	肝属郡佐多町	157	H15. 7. 25から H24. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
新富城山鳥獣保護区	肝属郡高山町	189	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
宮之浦岳鳥獣保護区 特別保護地区	熊毛郡上屋久町	498	H16. 4. 10から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地

【期間更新】

鳥獣保護区名	所在地	面積 (ha)	存続期間	指定区分
吹上潟鳥獣保護区	日置郡吹上町	565	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
鹿児島県民の森 鳥獣保護区	始良郡加治木町, 始良町, 溝辺町	1, 003	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
坊岬鳥獣保護区	川辺郡坊津町	370	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
平川鳥獣保護区	鹿児島市	1, 250	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
鹿倉岳鳥獣保護区	阿久根市	417	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
南之郷花房鳥獣保護区	曾於郡末吉町	427	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
奥十曾鳥獣保護区	大口市	782	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
小杉谷鳥獣保護区	熊毛郡上屋久町	474	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
荒川鳥獣保護区	熊毛郡屋久町	349	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
宮之浦岳鳥獣保護区	熊毛郡上屋久町	498	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	森林鳥獣生息地
上小川鳥獣保護区	国分市	30	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
菱刈小学校鳥獣保護区	伊佐郡菱刈町	25	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
照島鳥獣保護区	串木野市	346	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
観音ヶ池鳥獣保護区	日置郡市来町	73	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
八幡公園鳥獣保護区	始良郡蒲生町	34	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
吾平山稜鳥獣保護区	肝属郡吾平町	68	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
戸柱大島鳥獣保護区	阿久根市	350	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
中郷池周辺鳥獣保護区	川内市	117	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
長雲峠鳥獣保護区	大島郡龍郷町	35	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	身近な鳥獣生息地
馬毛島鳥獣保護区	西之表市	748	H15. 11. 1から H25. 10. 31まで	希少鳥獣生息地

表 2-16 鳥獣保護区指定状況

(平成16年4月10日現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1, 323) 4, 789	(-) -	(-) -	(1) 1	(1, 323) 4, 789
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 66	(1, 366) 62, 443	(3) 66	(1, 366) 62, 443
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1, 014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 67	(-) 4, 915	(-) 67	(-) 4, 915
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(-) 3	(-) 1, 203	(1) 4	(103) 1, 523
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1, 501) 5, 972	(3) 137	(1, 366) 68, 733	(7) 141	(2, 867) 74, 745

※ () は特別保護地区で内数

表 2-17 保護施設整備状況

年度 区分	H11	H12	H13	H14	H15
制 札	163本	127本	78本	66本	29本
案 内 板	6基	3基	6基	8基	1基
補助表示板	24枚	11枚	61枚	8枚	4枚

(3) 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区で、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、毎年休猟区を設定しています。

平成16年3月末現在で32カ所、41,465haの休猟区が設定されています。

(4) 銃猟禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、銃猟禁止区域に設定しています。平成16年3月末現在で87カ所41,320haの銃猟禁止区域が設定されています。

(5) 野生鳥獣の保護・管理**① 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可**

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う

以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合、または、メジロ、ホオジロについて愛がん飼養として市町村長の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表2-18のとおりです。

② 生息状況調査

ア キジ・ヤマドリの出会数調査

キジ・ヤマドリの出会数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表2-19のとおりです。

イ ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表2-20のとおりです。

③ 傷病鳥獣の保護

社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成15年度に保護した鳥獣は、表2-21のとおりです。

④ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表2-22のとおりです。

⑤ 特定鳥獣保護管理計画

近年、シカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域においてシカによる農林業被害が深刻化しているため、シカに係る特定鳥獣保護管理計画を平成12年9月に策定（平成14年2月変更）し、シカによる農林業被害の軽減とシカ個体群の安定的な維持を図ることとしています。

表2-18 鳥獣飼養許可状況

区分 \ 年度	H11	H12	H13	H14	H15
鳥 類	1,966羽	1,816羽	1,623羽	1,563羽	1,385羽
獣 類	5頭	10頭	11頭	98頭	153頭
計	1,971	1,826	1,634	1,661	1,538

表2-19 キジ・ヤマドリ出会数調査

区 分 \ 年 度	H11	H12	H13	H14	H15
聴 取 人 数	1,943人	1,830人	1,126人	1,633人	1,757人
キ ジ	1,065羽	963羽	902羽	718羽	756羽
ヤ マ ド リ	141羽	119羽	264羽	71羽	88羽

表2-20 ガン・カモ科鳥類生息調査

年 度 区 分	H11	H12	H13	H14	H15
調 査 面 積	4,011.5ha	4,023.5ha	4,023.5ha	4,023.5ha	4,023.5ha
調 査 人 員	99人	97人	97人	97人	100人
ガ ン 類	0羽	2羽	1羽	1羽	50羽
カ モ 類	29,473羽	25,507羽	17,302羽	23,828羽	21,224羽
ハクチョウ類	0羽	30羽	43羽	2羽	0羽

表2-21 保護した鳥獣の実績（平成15年度）

種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数
ツ バ メ	32	シ ロ ハ ラ	4	コ サ ギ	4
キ ジ バ ト	49	ア オ バ ズ ク	2	キ ジ	1
ト ビ	21	チョウゲンボウ	4	ア オ サ ギ	5
ツ グ ミ	3	ハ ヤ ブ サ	5	ウ グ イ ス	2
ア オ バ ト	4	サンコウチョウ	2	アマミヤマシギ	2
ム ク ド リ	8	ズアカアオバト	4	オオミズナギドリ	4
ゴ イ サ ギ	5	サ サ ゴ イ	4	モ ズ	2
フ ク ロ ウ	5	アカショウビン	5	イ カ ル	9
		その他（44種）	110	合 計	296

表2-22 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

年 度 区 分	H11	H12	H13	H14	H15
鳥 類 (羽)	コジュケイ	5	0	0	0
	カ モ 類	749	89	222	180
	キ ジ バ ト	103	0	100	93
	カ ラ ス 類	13,769	12,791	12,233	12,430
	ス ズ メ 類	8,168	5,834	3,952	5,668
	ヒ ヨ ド リ	1,385	249	1,123	5,154
	ド バ ト	2,913	2,097	2,223	2,631
	そ の 他	291	6	200	304
	合 計	27,383	21,066	20,053	26,460
獣 類 (頭)	イ ノ シ シ	1,493	1,841	2,553	2,628
	タ ヌ キ	547	634	748	716
	ノ ウ サ ギ	1,698	1,384	1,163	848
	サ ル	437	472	516	663
	シ カ	581	655	762	994
	マングース	1,600	1,071	616	421
	アナグマ	34	43	25	22
	そ の 他	6	16	0	0
	合 計	6,396	6,116	6,383	6,292

2 ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児

島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成15年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

① 啓発事業

ポスター、小冊子の作成、広報誌等による周知等

② 保護監視事業

- ・市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（24市町村、監視員延べ2,820人）
- ・関係警察署によるパトロール

③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催

県、関係市町村、警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催

（表2-23）

表2-23 ウミガメの上陸状況

区 分 \ 年 度	H11	H12	H13	H14	H15
上陸確認市町村数	37	41	43	45	46
上陸確認頭数(延べ)	2,633(61)	2,927(40)	3,671(112)	4,786(120)	5,323(117)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

3 ツル保護

出水地域には毎年、約1万羽のツル（ナベツルとマナヅル）が渡来しており、そのほとんどが荒崎地区に集中して生息しているため、伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方、地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じています。このため、国設鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において、生息環境の改善・整備等を行い、ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成8年度から開始しました。平成15年度の事業内容は次のとおりです。

① 農地の借上げ

ツルの渡来期間中、東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ、ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ヘクタール）

② ネグラの整備

借り上げた農地の中に、ネグラを1箇所設置しました。（約1ヘクタール）

③ 目かくし網等の設置

借り上げ地については、車等の光を遮断するため、目かくし網を設置し、借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため、赤銀テープの設置を行いました。

④ 給餌事業

休遊地において、広く粗く給餌を実施しました。

⑤ 環境等調査

出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

4 マングース対策

奄美大島は、島しょという地域的特性をもち、アマミノクロウサギやアマミヤマシギ等多くの野生生物の固有種・希少種が生息し、特有の生物相を有しています。その中で、移入種

であるマングースが昭和54年頃から名瀬市を中心に定着し、生息数の増加・生息域の拡大等により、固有種等を含む生物相に悪影響を与えています。

平成8年度から平成11年度まで、環境庁の委託を受けて、県が実施した「マングース駆除モデル調査」の結果、現在の生息数は、名瀬市などを中心に5千～1万頭前後と推測され、年間に30%増加しました。

このまま、放置すると5年後には分布域が奄美大島全体に拡大すると推測されるため、早急な駆除が必要であるとされました。このため、環境省及び県では、平成12年度から絶滅を目的に本格的なマングース駆除事業を開始しました。

平成12年度からのマングース駆除頭数は表2-24のとおりです。

表2-24 マングース駆除頭数

年度 区分	H12	H13	H14	H15
移入種駆除等頭数	2,813頭	2,747頭	1,867頭	2,485頭
有害鳥獣駆除	1,071頭	644頭	327頭	80頭
計	3,884頭	3,391頭	2,194頭	2,565頭

5 野生生物保護思想の普及啓発

(1) 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。また、幼少期における教育課程での愛鳥思想の養成は重要です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品を仙巖園及び県立吉野公園に5月30日まで展示し、県民への普及啓発を図りました。平成15年度の応募者は表2-25のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を指定（指定期間3カ年）しました。

表2-25 愛鳥週間作品コンクール（平成15年度）

学 校 別	ポスター	応募学校数
小 学 校	1,734	49
中 学 校	247	16
高 等 学 校	93	3
計	2,074	68

(2) ウミガメ保護啓発活動

ポスター（1,000部）、小冊子（1,600部）、テレビ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村広報誌等による周知徹底を図りました。

6 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきました

が、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成16年3月までに29種を指定希少野生動植物として指定しました。

7 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているルリカケス、オオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、奄美野生生物保護センターが平成12年4月にオープンし、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、第8次鳥獣保護事業計画（平成9年4月1日から平成14年3月31日まで）に基づき、名瀬市の金作原地区、らんかん公園、おがみ山公園、笠利町の蒲生崎地区、住用村の金川岳地区を県の鳥獣保護区に設定しました。

第9次鳥獣保護事業変更計画（平成14年4月1日から平成19年3月31日まで）では、平成17年度に住用村の山間、平成18年度に徳之島町の母間を特別保護地区に指定する予定です。

8 野生生物の生息・生育環境の確保

(1) 多自然型川づくり

平成9年12月の河川法の改正に伴い、新たに「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたのを受けて、本県においても「地方特定河川環境整備事業」「リバーフロント整備事業」「地方特定砂防環境整備事業」等の事業で、魚類の生息・生育環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然型川づくりを積極的に進めることとしています。（平成15年度に実施した施工例は、資料編12－（4）河川の環境整備参照。）

一方、「河川整備計画」の策定にあたっては、動植物の生息に必要な当該河川の維持流量を確保するなど生物の生息・生育環境の保全に努めています。